

訪問介護料金表（令和6年4月1日より）

区分	提供時間	利用料金	自己負担割合		
			1割	2割	3割
身体介護が中心である場合	20分以上30分未満	2,440円/回	244円/回	488円/回	732円/回
	30分以上1時間未満	3,870円/回	387円/回	774円/回	1,161円/回
	1時間以上1時間30分未満	5,670円/回	567円/回	1,134円/回	1,701円/回
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算	30分増すごとに164円を加算	30分増すごとに246円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに670円を加算	25分増すごとに67円を加算	25分増すごとに134円を加算	25分増すごとに201円を加算
生活援助が中心である場合	20分以上45分未満	1,790円/回	179円/回	358円/回	537円/回
	45分以上	2,200円/回	220円/回	440円/回	660円/回

その他加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
初回加算	2,000円	200円（1割） 400円（2割） 600円（3割）	初回又は、過去2か月間に利用が無かった場合に算定
特定事業所加算Ⅱ （介護給付の方全員対象）	利用料金に対して10%加算します。		
介護職員処遇改善加算	利用料金に対して10%加算します。		
特定処遇改善加算	利用料金に対して6,3%加算します。		
ベースアップ等加算	利用料金に対して2,4%加算します。		
夜間（午後6時から午後10時）・早朝（午前6時から午前8時）の加算	利用料金に対して1回につき25%加算します。		
深夜（午後10時から午前6時）の加算	利用料金に対して1回につき50%加算します。		

- ・ 介護報酬の改定により給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・ 介護保険限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。